

## 平成28年第3回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年3月28日（月） 14：30～16：10
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 武本委員長・山本委員長職務代行・栗原委員・小西委員・  
浅井教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・  
参事（生涯学習担当）兼生涯学習課長・管理課長兼生涯学  
習課主幹・学校教育課長・体育振興課長・  
人権教育推進室長

委員長 : それでは、平成28年第3回目の相生市教育委員会定例会を始めさせていただきます。平成27年度の定例会としては最後となります。幼稚園、小学校、中学校の卒業式も無事に終わりました、どこも良い卒業式でしたので、出席した皆さんが良い卒業式だったという話が出ましたので報告しておきます。本日の議事録署名委員は栗原委員さんをお願いします。

栗原委員 : はい。

委員長 : 事務局より出席職員の報告をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 両教育次長、参事、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

委員長 : 次に経過報告を教育長よりお願いいたします。

教育長 : それでは、経過の報告をさせていただきます。資料の方をお開き願います。  
(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 2/25 若小・矢小合同授業意見交換会
- 2/26 図書館職員人権研修会
- 2/29 平成28年第1回定例市議会本会議
- 3/4 適応教室卒業旅行
- 3/9 英語教育担当者会
- 3/10 中学校卒業式
- 3/12 公立高等学校学力検査
- 3/16 予算審査特別委員会
- 3/18 市立幼稚園卒園式  
給食終了
- 3/19 公立高等学校検査発表
- 3/20 第28回相生市親善あそぼうる大会
- 3/23 小学校卒業式
- 3/24 終了式
- 3/25 平成28年第1回定例市議会本会議(最終日)

委員長 : ありがとうございます。それでは、経過報告全体に渡って、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：公立高校入試結果のまとめで、上郡ですが、受験者数が7人に対し合格者が8人、佐用が2人に対し3人。これはどういうことでしょうか。

学校教育課長：複数志願方式というのをとっておりますので、第1志望のところで不合格になった場合、第2志望の方で繰り上げと言いますか、そちらの方で合格になるケースがございます。そういった関係で受験者の方は第1志望の数があがっておりますが、合格者数の方は複数志願の第2志望の合格者の数も含んでおりますので、数が増えたような形になっております。

委員長：この入試結果を見まして、公立は、149人の受験者に対して合格者が125人ということですね。

学校教育課長：はい。

委員長：これは、結果としてどうなのですか。

学校教育課長：複数志願のなかで、公立学校のどこか行ける所を探して進路指導しておりますが、結果的に私立の方に進む子どもたちが毎年出てきておりまして、本年度、特に受検者に対して合格者が少ないということではございません。3中学校の方にも確認しましたが、子どもたちにとっては、最終的に収まるところに収まって進路を決めることが出来たということの報告を聞いております。

委員長：わかりました。

委員：今年は相生高校が1クラス少なくなったのですね。その影響というのはありませんか。

学校教育課長：昨年度は、普通科に46名、自然科学に10名ということでトータルで56名が合格しておりましたが、本年度は自然科学6名、普通科の方が34名ということで、合計40名ということになっております。1クラス減となった部分が影響していると思っております。

委員長：他、ございませんか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。議事に入らせていただきます。報告事項、『報告第9号 平成27年度教育委員会5大ニュースについて』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨：平成27年度教育委員会各課の主要事業及び新規事業を5大ニュースとして報告

委員長：ありがとうございました。この5大ニュースについて何か質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、報告第9号については了承したということにさせていただきます。次に議決事項に入らせていただきます。『議第1号 相生市教育振興基本計画（案）の策定について』をお願いします。

#### 【非公開事件】

委員長：議第1号については、議決といたします。次に『議第2号 相生市教育職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨：地方公務員法の改正に伴い、職務に応じた給与を支給する原則を一層徹底するための観点から、職務内容や責任に応じた給与額を明確にするため条例が改正された。条例により規則に委任された事項について改正を行う旨の説明。

委員長：ありがとうございました。議第2号について、何か質問等がありましたらどうぞ。

委員：これによって仕事の内容、役割分担であったり、責任の範囲というのは変わってきますか。

管理課長兼生涯学習課主幹：特に変更はありません。

委員：今までもあったということですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：そうです。職務内容と給与の級が曖昧でしたのでより明確化したということが改正の趣旨でございます。

委員長：2級の中にも1の副園長から5の主任まで分かれています、それぞれの職務の難易度とか熟練度などには差がありますね。2級の中でも2級の1とか2級の2とか、さらにそういった分け方はあるのですか。

教育次長（管）：職務の級は教育職給料表として1から3級までございますが、1級は使っておりません。2級か3級でそれぞれ2級の1とか2級の2とかそれぞれ100くらいまでであると思います。3級も同じくらいあります。同じ主任教諭であっても経験によって2級の20であったり、2級の40であったり違いが出てきます。

委員長：これはいわゆる職能制度を導入しようということですか。

教育次長（管）：もともとの級別職務分類表というものはございまして、従来は規則だけで決めたら良いということでありましたが、まずは、議決事件となります条例事項、給与条例に明確に規定するよにということ、大きい部分が条例にいきました。今回規則で謳わせていただいているのは、従来はもう少し曖昧な表現であったものをその条例に基づいてより細かく明確に分けた2級はこういった職、3級はこういった職、というようにより細分化した、より明確化したということでございます。

委員長：細かく分けたということは、分けることによって給与の水準そのものを明確にしていくという考え方が入っているわけですか。

教育次長（管）：まずは、給与の水準を条例、議決事件で決めるということによって、議会の、市民の意見を聞いた上でそれぞれの格付けを決めましょうということが大きなことだと思います。もう1点は、さらにその中で、より詳細な部分については、さらに規則によって細かくきっちりと決めていきましょう、曖昧な部分をなくしていきましょうという趣旨でございますので、より明確になったということで、恣意的なことはできないというような趣旨でございます。

委員長：条例ということは、近隣市は相生市とは中身は若干違って来るわけですか。

教育次長（管）：基本的には国家公務員の給与に合わせておりますが、それに対応する職務については、各市によって条例事項ということで委ねておられますので市によって同じ級でも異なっております。分かり易く言えば、行政職給料表というのは7級制になっております。相生市でしたら部長でありましたら7級、近隣市でありましたら6級と7級と経験によって2つに分かれています。同じ課長でも、相生では6級ですが、近隣市では5級であるとかいうこともありますし、逆もあります。それが格付けによる給与の差となってきます。極端に言えば大きな都市の部長は10級とかということもあり得ます。相生市は7級までしかありませんが。それぞれ市の考え方

があります。

委員：例えば幼稚園で少ししか職員がいないところで、たくさんの職務がある場合は、兼務をしているということですか。

教育次長（管）：教育職の場合は、基本的には2級と3級しか使っておりませんので、幼稚園教諭の場合は基本的には2級だけです。ただし、主任とか園長になった場合については、給料を上げないといけないので、本来は普通昇給と言いまして4号給ずつ年間に上がっていくのをプラス4号給を上げることによって園長としての責任を持たすというようなこともやっております。

管理課長兼生涯学習課主幹：2級の中には号数というのがありまして職務の内容によって号数が違うということになっています。同じ2級の格付けですが号給が違うということになります。

教育次長（管）：一般職の給与が2の20としましたら、園長でしたら同じ年齢でも2の24とか、そういう差をつけております。

委員長：こういうことを条例で定めるということは知りませんでした。以前からですか。

教育次長（管）：こういうものを条例化するのは初めてですが、基本的に給与や勤務時間関係は条例で定めることとなっております。

委員長：他、質問ございませんか。  
特にないようですので、議第2号につきましても原案どおり議決といたします。

委員全員：はい。

委員長：次に『議第3号 相生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：（提出議案に基づき説明）

※説明の要旨：相生市文化会館の開館に伴い、相生市文化会館之印及び相生市文化会館長之印を新たに定める旨説明。

委員長：新たに公印が2つ増えたということですね。問題ないと思いますので議決

ということよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは原案どおり議決とさせていただきます。次に『議第4号 相生市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について』をお願いします。

参事兼生涯学習課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：別表にある附属設備のライト名の修正及び新たに設置したグランドピアノの項目を追加修正する旨説明。

委員長：それでは、この議第4号について何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：第1スタジオで使用する場合は使用料は発生しないということですか。

参事兼生涯学習課長：発生しません。

委員：小ホールとかに移動する場合には発生するということですか。

参事兼生涯学習課長：そういうことです。スタジオで使う場合は発生しないということです。

委員長：このグランドピアノも当初から第1スタジオに附属して置かれるということですね。

参事兼生涯学習課長：当初は28年度に入りまして備品として購入する予定でしたが、この度、ご寄付をいただきましたので、その分をあげさせていただきということでございます。

委員長：他、特にならなければ原案どおり議決ということよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それでは議決といたします。

次に協議事項に移ります。『協議第1号 相生市芸術文化活動助成金に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について』をお願いします。

参事兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：芸術文化活動助成金について、より多くの団体に活用していただくため、上限を20万円から10万円に改正する旨説明。

委員長：ありがとうございます。協議第1号について何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：今まで20万円の助成があったということで、たくさんの申請があって断るといったことがあったということですか。

参事兼生涯学習課主幹：これまで、この制度を毎年行ってきましたが、比較的団体が固定されているところがありました。それから上限20万円と言いながら、20万円全額ではなく、実施に係る費用を精査しながら行っていきますので、上限20万円を助成するということはございませんでしたので、そのあたりを加味しまして、助成額は半分になりますが、助成団体数を増やして、より幅を広げていきたいということでございます。

委員長：この文化活動助成金の予算額はどのくらいですか。

参事兼生涯学習課長：予算額としましては、100万円の予算がございまして、今回は10団体を対象にできる中で考えていきたいと思っております。これまでは、120万円の予算でございましたが、上限いっぱいになりますと、6団体しか対応できませんでしたが、団体数を増やしていきたいということもございました。

委員長：他、ございませんか。

特にないようですので、協議第1号は原案どおり議決したということにさせていただきます。次に『協議第2号 相生市金ヶ崎学園大学設置要綱の一部を改正する要綱の制定について』をお願いします。

参事兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：本科生及び聴講生の受講料を改正する旨説明。

委員長：ありがとうございます。協議第2号につきまして、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：質問ではないのですが、前々にお世話をさせていただいて、安すぎるという感覚がずっとありました。他市と比べてもものすごく安いし、講師を選



ぶときに良い先生を呼びたいとか、面白い先生を呼びたいと思うと限度額ではどうしても不足する。やはり皆さん、いろんな方の講義を聞きたいというのがあって、予算の枠内になかなか入らないということがあって、今回倍額になってということは、いいなと思います。一度に上がったので、受ける人がびっくりされるかもしれませんが、これくらいならいいのではと思います。前々からもう少し高くしたらいいのにといい思いがありました。無料の講師を3回くらい入れないと、この枠に入らなくて苦労したのを思い出しています。会場費はどうでしたか。

参事兼生涯学習課主幹：金ヶ学園大学事業は市の主催事業ですので、会場代としても無料となっております。

委員：参加される側からの反発とかはないのですか。

参事兼生涯学習課主幹：自治会という組織に役員さんがおられますので、役員さんにいろいろと相談をさせていただいている中で、このくらいであればある程度理解が得られるのではないかというラインが今回定めさせていただいた額ということです。あくまで、役員さんのご意見を参考に考えておりますので現在の受講生530人の方がおられますが、全ての方にお諮りしているわけではありません。これから説明をしながら、受付につきましても十分に説明を図っていきたいと考えております。

委員：年間ですからすごく安いです。姫路とかは何万円とかとっています。

委員長：他、ございませんか。

特にないようですので、協議第2号も原案どおり議決ということでよろしいでしょうか。

委員全員：はい。

委員長：それではそのようにさせていただきます。次に議案その2に移ります。

報告事項『報告第10号 平成28年度1件500万円以上の工事計画について』をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：平成28年度に行う工事計画(多目的広場整備工事)について、その概要を報告。

委員長：ありがとうございます。報告第10号について何か質問等がございましたらどうぞ。

委員：現在の文化会館の駐車場の台数はどのくらいですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：合計で約250台を予定しております。その250台の中には商業施設用地、これは駐車場を共用利用しますが、そちらも含めて約250台となっております。なお、混雑時に関しては、防潮堤の奥側に埋め立ての用地がございます。このあたりも含めると400台くらいが駐車可能ではないかと考えております。

委員長：大ホールの席数はどうでしたか。

参事兼生涯学習課長：606席となっております。全体で約300台を確保していきたいという中で防潮堤の奥の駐車スペースも含めての話と考えております。

委員長：他、ございませんか。  
特にないようですので、報告第10号は了承したということにいたします。

委員全員：はい。

委員長：次に『報告第11号 平成27年度相生市スポーツ顕彰（後期）受賞者の決定について』をお願いします。

#### 【非公開事件】

委員長：報告第11号については、了承したということにさせていただきます。

委員全員：はい。

委員長：次に議案その3に移ります。報告事項『報告第12号 県費負担教職員人事の内申について』をお願いします。

#### 【非公開事件】

委員長：報告第12号については、了承したということにいたします。

委員全員：はい。

委員長 : 次にその他の『2月分の学校事故発生状況報告、不登校等の状況報告、いじめの現状報告』をまとめてお願いします。

学校教育課長 : (提出資料に基づき説明)

委員長 : ありがとうございます。それでは、学校事故発生状況報告、不登校等の状況報告、いじめの現状報告について、何か質問等がございましたらどうぞ。

委員長 : 不登校の状況は1年前と比べたら増えていますね。

学校教育課長 : 昨年度との比較もさせていただいております。昨年度以来より不登校の子どもの数が特に中学校が増えてきておまして、実数的には去年と同じ数ではありますが、1つの中学校が長欠を含めましてかなり増えてきております。不登校生の数は同じ実数ですが、長欠数が増えているようです。

委員長 : いろいろな要因があると思いますが、これは、学校としてどういう対応をしておられるのかということですね。

学校教育課長 : 学校といたしましても、子どもたちの心に寄り添いながら、保護者とも連携を取りながら進めているのですが、数が増えてしまっているのが、十分な対応がしきれていないところが出てきております。そういったこともありまして、以前から課題と思っていましたが、少し人員を増やすということで、中学校の教員であった先生に関わっていただいて、働きかけをより高めていきたいと考えております。

委員長 : 専任のような形ですね。

学校教育課長 : 一つの中学校の件が大変気になります。コスモス教室に勤務するのが本来ではありますが、中学校の方に出向いてそこでの指導とか連絡とか、担任と連携をとって家庭と関わるといった形をとっていきたいと考えております。

委員長 : よろしく願いいたします。他、ございませんか。

委員 : コスモス教室の出席は中学生と報告がありましたが、小学校に1人入室の子どもがいますが、その子は行かないのですか。

学校教育課長：2年生の女子1名は昨年度も不登校児童であったのですが、現在も不登校で仮入室をしておりますが、現在のところ適応教室に行く刺激を与えるのではなくて、学校の方に登校できるようにということで家庭と協力をしながら2月は6日間学校の方に登校しております。適応教室の方には仮ということですが、現在は学校に向けた指導を行っております。

委員：わかりました。

委員長：他、ございませんか。不登校については、これから益々よろしくお願いたします。特にないようですので、次に進ませていただきます。『相生市文化会館について』、お願いします。

参事兼生涯学習課主幹長：(相生市文化会館について資料に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、文化会館について、何か質問等がございましたらどうぞ。特にないようですので、次に進ませていただきます。それでは、『4月分行事予定報告』お願いします。

各課長：(資料に基づき、主だったものを報告)

4月の臨時会は 4/ 1 (金) 13:30～  
総合教育会議は 4/27 (水) 14:00～  
4月の定例会は 4/27 (水) 15:30～  
5月の定例会は 5/27 (金) 13:30～

委員長：その他はありますか。

管理課長兼生涯学習課主幹：(施政方針、一般質問答弁書、研究実践のあゆみ、Ed uニュース、各学校広報紙、平成27年度相生市教育研究所年報、各市教育委員会制度の状況)

委員長：ありがとうございました。他にはございませんか。無いようですので、これで定例会を閉めさせていただきます。どうも、お疲れ様でした。

16:10 終了